

2 萩野学園 いじめ防止基本方針

(令和4年3月改訂)

1 はじめに

「いじめは、いつでも、どこでも、どの子どもにも起こり得る」という共通認識のもと、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにするために、教育委員会、学校、家庭、地域住民、その他の機関及び関係者との連携を図り、いじめの問題の克服に向け、未然防止、早期発見、即時対応、組織的対応に全力で取り組むものとする。

また、毎日の学び合いを大切にした授業や、1年生から9年生までの異学年交流を中核にして、良好な人間関係を築き、「いのちの尊厳を根底に据えた心の教育の充実」を図ることで、いじめの防止につなげていく。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、同じ学校に所属している等の一定の人的関係にある児童生徒が、当該の児童生徒に対し心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる行為も含む）により、当該行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義するいじめに該当するため、校内組織において情報共有することは必要である。ただし、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。具体的な「いじめ」の態様は以下のようなものがある。

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返される。
- (2) 遊ぶふりをして、叩かれたり蹴られたりする。
- (3) 意図的に仲間はずれや集団による無視をされる。
- (4) 金品等をたかられる・隠される・盗まれる・壊される・捨てられる。
- (5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (6) PCや携帯電話などでメール等による誹謗中傷や嫌なことをされる。
- (7) 新型コロナウイルス感染症に起因する差別、偏見。
- (8) 東日本大震災の影響により、被災したことや避難したことに起因するいじめ 等

3 いじめ防止等の対策のための組織（法22条）と具体的な取組

〈組織〉 いじめ防止対策委員会

- ① 校内組織：校長、教頭、教務主任、創造部長、生徒指導主事、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー
 - ② 拡大組織：学校運営協議会代表、PTO会長、民生委員、学校医、SC等
- ※ 校外関係者を加えた拡大の委員会を年2回（7月・12月）開催する。

〈具体的な取組〉

- ① 萩野学園いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止の具体的な計画立案及び評価を行う。
- ② いじめ防止等の具体的な方針・計画を全教職員で共通理解する。
- ③ いじめの相談、通報の窓口としての機能を果たす。
- ④ いじめの疑いがある情報が入った場合、緊急会議を開き児童生徒の事実関係の確認、その後の指導や支援方針の決定、保護者や外部関係者との対応を行う。

4 いじめ防止のための取組

(1) 児童生徒に培う資質等

〈児童生徒に培う資質〉

- ① 自尊感情や自己有用感、学校生活における充実感
- ② 相手の気持ちに共感できる豊かな情操
- ③ 自他の命や存在を大切に思い、お互いの人格を尊重する態度

- ④ 基本的な生活習慣を身に付け、集団社会のルールを守る資質
- ⑤ 主体的に行動し、適切に判断する能力
- ⑥ ネットを利用する場合であっても、相手の気持ちを考えた発信を心がけるなどの判断力や行動力
- ⑦ いじめを見かけた時に、信頼できる大人に相談できる勇氣

(2) 指導のあり方

- ① 校内研修や職員会議において、定期的にいじめ防止及び早期発見について共通理解を図る。
- ② 全教育活動を通じ、いのちの教育・道徳教育の充実、読書活動・体験活動等を推進することにより、自他の存在を認め合う心を育む指導の充実を図る。そのために、一人一人が活躍でき、充実感をもてる学級づくりに努める。道徳教育では、「いのちの教育」・「思いやり」・「基本的な生活習慣」・「生命尊重」を軸としていく。また、一人一人が達成感の持てる活動を実施し、振り返りの時間を確保していく。
- ③ すべての児童生徒が授業に参加し、活躍できる場を設定し、達成感や満足感を味わうことができる授業を実践する。そのために、相手の考えを受け止めて、共に学び合い、高め合う授業に努める。ネット利用にかかわるスキルトレーニングを授業に取り入れるとともに、情報モラルについて考える講演会等を設定する。
- ④ 道徳や学級活動等で、児童生徒がいじめについて深く考え議論する活動を取り入れるなど、「いじめは絶対に許さない」という校風をつくる。
- ⑤ いじめの定義やいじめが起きた場合の対処などについて、児童生徒に知らせることでいじめの抑止とする。
- ⑥ 教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。
- ⑦ いじめと疑われる行為を見かけた児童生徒が、教職員に相談できる人間関係を築く。そのために、定期的なアンケート調査の実施や気軽に悩みを相談できる教育相談体制を構築していく。

(3) 児童生徒の主体的な取組

- ① 学級単位で話し合い、「いじめゼロ宣言文」等を作成し、掲示する。
- ② 桜菽会が中心となり、「いじめをなくそう集会」等を開催し、いじめ撲滅宣言を作るなどして児童生徒の意識を高める。

(4) 家庭や地域との連携について

- ① 学級学年保護者会・PTA研修会等で、いじめ防止等に関して話し合う場を設けて、いじめに関する情報を共有、いじめの絶無を図る。
- ② 学校からの地域へ「いじめ防止等にかかわる取組」の情報を提供するとともに、地域からの情報を取り入れ、地域全体でいじめの撲滅への意識を高める。

5 早期発見のための取組

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- 《信頼関係の構築》
- ① 全教育活動を通じて、児童生徒一人一人の尊厳を大切にし、特に「分からなさ」「できなさ」「悩み」などに寄り添う姿勢を大切にするなど、児童生徒との信頼関係を深めるように努め、悩みを打ち明けやすい人間関係を築く。
- 《感じる心の育成》
- ② 日常の授業、休み時間や放課後などの児童生徒の様子を観察し、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

《調査・データの分析》

- ③ 「悩み調査」「いじめアンケート」や「QUアンケート」等の諸調査を利用して、学級での人間関係を把握し、気になる児童生徒がいる場合には、声をかけたり、悩みを聞いたりするなど積極的に支援する。

《日常のかかわり》

- ④ 個人生活ノート、個人面談、家庭訪問等からの情報を把握する。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ① 児童生徒、保護者、地域の方々が相談しやすいように、相談室等の利用計画や県や市の機関の相談窓口連絡番号を、便りやHPで広く発信する。
- ② 児童生徒・保護者の相談や悩みに対して、担任等一人だけが抱え込むのではなく、必ず生徒指導主事・主任等を通して管理職に報告する。(情報の共有)
- ③ 児童生徒が「たいしたことではないが～」と補足した悩みであっても、過小評価せずに受け止め、迅速にその解決に向け組織として対応する。

6 いじめに対する措置

(1) 素早い事実確認・報告・相談

- ① 発見や通報を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、生徒指導主事・主任等を通して管理職に報告し、校内組織が核となり迅速に対応する。
- ② 十分な配慮のもと、被害児童生徒に、いじめの有無の確認を行う。また、保護者とも協力し、生徒の安全に万全を尽くす。
- ③ 訴えが軽微と思われる事案であっても、重く受け止め迅速に対応する。
- ④ 児童生徒がいじめを否定したとしても、本人の言動や周りの児童生徒との関わりに目を配り、状況把握に努める。
- ⑤ 被害児童生徒の訴えにじっくり耳を傾け、丁寧に事実を確認する。
- ⑥ いじめが犯罪行為と認められるときは、教育委員会と連携し警察等に通報する。
- ⑦ 謝罪等が行われた後も、継続して見守り、特に被害児童生徒の様子の変化を敏感に捉える。

(2) 被害者を守る姿勢・加害者への指導

〈被害児童生徒への支援〉

- ① 「絶対に守る」ことを本人に伝え、解決するまでその方針を貫くとともに、被害児童生徒の安全・安心を確保する。
- ② 被害児童生徒の話をじっくり聞くとともに、「かけがえのない存在」であることを伝える。
- ③ 被害児童生徒にとって信頼できる友人、教職員、家族、地域の方々と連携し、被害児童生徒に寄り添った支援体制をつくる。
- ④ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、教員経験者・警察官経験者等の外部専門家の協力を得る。
- ⑤ いじめが解消したと思われる場合でも、いじめの再発や二次的な問題に進展しないように、継続的に声をかけるなど丁寧な見守りを心がける。

〈加害児童生徒への指導〉

- ① 教育的配慮を第一とし、謝罪の気持ちを醸成させ謝罪や責任を形式的に問うことの無いようにする。
- ② いじめの行為に対しては、毅然とした態度でいじめの非に気付かせ、相手の痛みを理解できるように指導する。
- ③ 加害児童生徒がいじめを行った背景にも目を向け、社会性の向上や人格の成長に向けて支援する。
- ④ 必要に応じて、教育委員会と協議し、出席停止等の措置を行う。
- ⑤ いじめが解消した場合でも、継続的に児童生徒の自尊感情の高揚を図る。

(3) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ① 「いじめ防止対策委員会」は、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取り、事実確認を行い、具体策を協議し、即時対応する。
- ② いじめについては、軽微なことであっても教育委員会に連絡する。

(4) 被害・加害児童生徒の保護者への対応

〈被害児童生徒の保護者への対応〉

- ① 発覚後速やかに、保護者へ事実関係を伝える。
- ② 被害児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組めるように守り抜くことを伝え、不安を取り除く。また、解決までの学校の方針や流れについて説明する。
- ③ 保護者の心情を理解し、訴えに十分耳を傾けるなど、誠実に対応する。特に重大事態が起こった場合は、保護者の意向を十分尊重して対応する。
- ④ 被害児童生徒について、家庭での見守りを依頼する。
- ⑤ 一定の解消が見られた場合も、保護者、本人と継続的に状況を確認し、つながりを保つように心がける。

〈加害児童生徒の保護者への対応〉

- ① いじめの事実を保護者に伝え、加害児童生徒への指導について保護者の理解や協力を得る。その際、いじめの非に関しては毅然としつつ、加害児童生徒の立ち直りを目指した支援について知恵を出し合う姿勢で対応にあたる。
- ② いじめの解消やいじめの再発防止に向けて被害児童生徒及び保護者、加害児童生徒及び保護者、教職員、心理・福祉等の専門家、教員・警察官経験者などの外部専門家等を含めた話し合いを持つ。
- ③ 教育上必要があると認めたときは、警察や児童相談所等の外部機関と連携を図り、教育委員会と連携しながら出席停止について検討する。

(5) 集団へのはたらきかけ

- ① 被害児童生徒・保護者の意向を尊重し、プライバシーに配慮した上で、学年集会や学級会、全校集会などを開催し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ② いじめを見ていた児童生徒に対して、たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かにその行為を知らせる勇気を持つことを指導する。
- ③ いじめの行為をはやしたてるなど、同調していた児童生徒に対しては、いじめに加担する行為であることを厳しく指導し、その再発防止に努める。
- ④ 当事者だけの問題でなく、所属集団全体の問題、または自分の問題としてとらえ、話し合いを通していじめ根絶や支え合う集団づくりについて改めて深く考えさせる。

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態について、文部科学省は、少なくとも2つの要件が満たされている必要があるとしている。また、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものと定義している。

① いじめに関する行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

7 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上でのいじめの未然防止

① 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

ネット上のいじめを予防する観点から、また、子どもがネット上のトラブルに巻き込まれることに鑑み、情報化への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を行っていく。

② 家庭・地域、PTOとの連携

各家庭においては、子どものネットの利用状況を把握し、ニュースや新聞記事等からネット上のいじめやネットの利用について話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努めていく。また、子どもの発達段階に応じてネットの利用に関して家庭におけるルールづくりを行うと同時に、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ、制限していくこと等についてもよく話し合う。

このようなペアレントコントロールにより、子どものネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう努めていく。PTOにおいては、研修会のテーマにネット上のいじめに関するところを取り上げたり学級・学年懇談会において話題にしたり、独自のアンケートを行い、広報誌により啓発する等の活動を通じてネット上のいじめの未然防止に向けた活動を推進していく。

(2) 早期発見の取組

① ネット上のいじめのサインをキャッチするポイント

ネット上のいじめも現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。従って、現実での人間関係をしっかり把握することがネット上のいじめの発見にもつながる。このため、トラブルに巻き込まれた子どもがみせる小さな変化やサインを見逃さず、子どもの心に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽に気づく努力をしていく。

② ネット上のいじめについての相談体制の整備

ネットを利用している子どもが、自分自身もしくは身近な友達へのネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め、相談しやすい関係や体制を日頃から築いておく。

③ 学校ネットパトロールの実施

民間委託しているコンピュータ支援員の業務の中に、『インターネット巡回調査』を含める。

(3) 早期対応への取組

ネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。必要に応じて法務局に協力を求める。なお、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに新庄警察署に通報し、適切な援助を求める。

8 教育諸課題から配慮すべき子どもの対応

(1) 発達障がいを含む、障がいのある子ども

教職員が個々の子どもの障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報提供を行いつつ、当該の子どものニーズや特性、専門家の意見を踏まえた指導及び必要な支援を行っていく。

(2) その他

① 海外から帰国した子どもや外国人の子ども

言語や文化の違いから、学校の学びにおいて困難を抱える場合も多いことを留意し、それらの違いからいじめが行われることのないよう、教職員、子ども、保護者等の外国につながる子どもに対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

② 性同一性障がいや性的志向・性自認に係る子ども

教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

③ 被災児童生徒

被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安等を教職員が十分に理解し、当該被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

9 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置と調査の実施

いじめにより当該児童生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められたとき、また、いじめにより当該児童生徒が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席」することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき、重大事態と捉え、直ちに新庄市教育委員会へ報告する。当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたときには直ちに新庄警察署に通報する。また、その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。（初期アンケートは3日以内）

〈重大事態と想定されるケース〉

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品などに重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間欠席が余儀なくされている場合

〈組織の構成〉

- ※ 具体的な調査組織の主体（学校の設置者または学校）と構成員に関しては、教育委員会の指示を仰ぐ。
- ※ 組織の構成や調査については、被害児童生徒の保護者の意向を十分尊重する。

① 新庄市が主体の場合

市いじめ問題対策委員会を母体とする。

② 学校が主体の場合

校内における「いじめ防止対策委員会」を母体とする。
（教育委員会の指示を仰ぎながら、必要な人材を加える。）

〈調査に関して〉

- ① 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断しても、重大事態が発生したとしたものとして報告・調査にあたる。
- ② いじめられた児童生徒や保護者が公表を望まない場合であっても、重大事態として報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の報告

- ① 重大事態に係る事実関係、その他必要な情報すべてについて、教育委員会を通じて市へ報告する。

(3) 外部機関との連携

- ① 事実関係の調査及び事後対応については、教育委員会及び最上教育事務所「いじめ解決支援チーム」の指導と支援を受けて進める。
- ② 必要に応じて、警察署、地方法務局、児童相談所等に通報し、援助を求める。

10 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ① 詳細な教育相談体制と活動計画は、別紙「学校経営計画」による。
- ② 毎月1回の「心と体のアンケート」を行い、気になる児童生徒に対しては早急に面談し、気持ちを

受け止め、悩みの解消を目指す。

- ③ 定例職員会議時に教職員全員で、特別に配慮を要する児童生徒についての情報交換を行う。

(2) 生徒指導体制と活動計画

① 生徒指導体制と活動計画は、別紙「学校経営計画」による。

② 一部の教職員が抱え込むことがないように、日常の報告・連絡・相談を大切にする。

1.1 校内研修

(1) いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画

① いじめ防止等に係る校内研修を定期的実施し、また、気になる児童生徒の生活状況や活動の様子等の情報交換を行う（定例職員会議時）。

② 「生徒指導の機能を生かした授業づくり」、「道徳授業」の充実についての研修を実施し、いじめの未然防止に努める。

1.2 学校評価と教職員評価

(1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

① いじめの未然防止、早期発見、即時対応、組織対応、再発防止等の取組状況について学校評価項目に位置づける。

② 児童生徒・保護者を対象に、いじめ防止等の取組に対する評価アンケートを行い、その取組の改善に努める。

③ PTAや学校運営協議会等による、学校のいじめ防止等の取組に対する評価を行い、率直な考えや意見を受け入れ、いじめ防止をさらに推進していく。

④ いじめに対する認識を深めたり、いじめの未然防止、即時対応についての教職員の資質を高めたりするために、教職員評価を活用する。

(2) 家庭や地域との連携について

① 保護者や学校運営協議会によるいじめ防止等の取組に関する評価結果を報告する。

(3) 校内におけるいじめ防止等に対するPDCAサイクル

① いじめ防止等の対策のための会議を開催し、評価結果をもとに、取組内容について協議する。

② 職員会議において、いじめ防止等に関する取組について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全職員で共通理解を図る。

1.3 その他

(1) 児童生徒とのふれあい

〈教職員と児童生徒とのふれあい〉

① 教職員は、登校時に各教室で児童生徒を笑顔で迎え、給食時は児童生徒とコミュニケーションを図る。また、個人生活ノートなどを通じて児童生徒の心に寄り添い、明るく開かれた学級経営に努める。

〈児童生徒同士や地域の方々とのふれあい〉

① ボランティア活動、地域行事、スポーツ大会等への参加を通し、児童生徒の自己有用感及び自己肯定感を高めるなど、いじめ防止に対応する態度を育む。

(2) 校務の効率化

① 特定の教職員に負担が偏らないよう、全体のバランスに配慮した校務分掌を編成する。

14 年間計画

月	いじめ防止の取組	いじめ早期発見の取組	いじめへの対処
項目	(1) 心の教育 いのちの尊厳を根底に据えた「心の教育」の推進 ・ 自尊感情と思いやり ・ 豊かな心と健やかな体 (2) 居場所感のある学級経営 ・ 目標設定と評価 ・ 認め合い、励まし合う学級集団 (3) 学び合いのある授業 ・ 教科の本質に迫る授業 ・ かかわり合い高め合う授業 (4) 道徳教育の充実 ・ 道徳の授業の公開 (5) 体験活動の充実 ・ ふるさと学習の充実 ・ 異学年交流の充実 (6) 児童生徒会活動の充実 (7) 情報モラル教育 (8) キャリア教育	(1) 毎月の悩み調査、いじめ調査の活用 ・ 心と体のアンケートの活用 ・ いじめ早期発見のためのチェックリスト（教職員用・保護者）の活用 ・ いじめ発見調査アンケート（児童生徒用）と面談 (2) 市学校生活・メディアアンケートと面談 (3) QUアンケート調査と分析研修 (4) 保護者との連携 ・ 小さなことでも報告・連絡し合う関係づくり (5) 日常の観察によるトラブル把握と対応 ・ いじめ・問題行動の記録、指導経過の記録【別紙4・5】活用 (6) 教育相談員、SCとの連携 (7) 職員会議等での情報交換	(1) 迅速な報・連・相の徹底 ・ 校長の指示に基づく組織としての対応 (2) いじめ対策委員会 (3) 市教委への報告 (4) いじめを受けた児童生徒 (5) いじめを行った児童生徒 (6) 保護者・地域との連携 (7) 重大事態への対応 (8) 再発防止策
4月	学級目標・個人目標の設定 部活動の目標設定 児童生徒会総会		いじめ防止基本方針の確認 いじめ対策委員会
5月	ふるさとめぐり(1～4年) ※いじめに関する宣言文等 運動会の運営	悩み相談 QUアンケートと分析研修	
6月		いじめ早期発見のためのチェックリスト（教職員用・保護者）の活用 いじめアンケート（児童生徒用）と教育相談	いじめ対策委員会 いじめを止めさせる指導 保護者との連携
7月	学級目標・個人目標の評価	悩み相談	いじめ防止対策拡大委員会
8月			学校経営評価 いじめ防止等の取り組みに対するアンケートと改善
9月	学級目標・個人目標の設定	悩み相談	
10月	学園祭の運営	悩み相談	
11月		いじめ早期発見のためのチェックリスト（教職員用・保護者）の活用 いじめアンケート（児童生徒用）と教育相談	いじめ対策委員会 いじめを止めさせる指導 保護者との連携
12月	学級目標・個人目標の評価	悩み相談 QUアンケートと分析研修	学校経営評価 いじめ防止等の取り組みに対するアンケートと改善 いじめ対策拡大委員会
1月	学級目標・個人目標の設定	悩み相談 市学校生活・メディアアンケートと面談	
2月		悩み相談	いじめ対策委員会 年間評価と次年度の計画
3月	9年生を送る会 学級目標・個人目標年間の評価 部活動の目標評価	悩み相談	

